

V 県民経済計算の解説

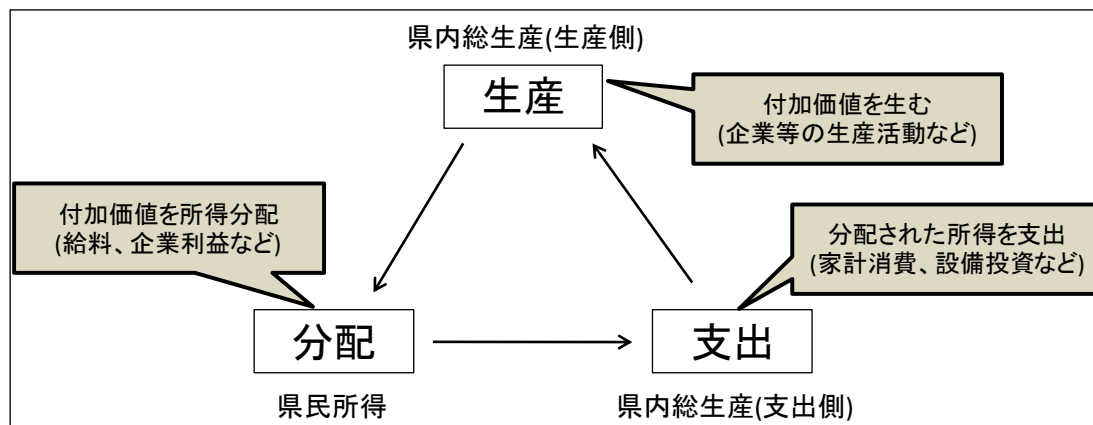
1 県民経済計算の概念

県民経済計算は、一定期間(1会計年度)において県内の、あるいは県民(個人だけでなく企業なども含む)の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)を計測するものである。

これは、各産業の生産活動によって新たに付加された生産物の価値としてとらえたもの〔生産〕、生産活動に参加した諸要素(土地・労働・資本)に配分された形でとらえたもの〔分配〕、消費や投資という形でどのように処分されたかをとらえたもの〔支出〕の三つの面から把握される。

経済は、生産活動によって生み出された付加価値を、労働者や企業に賃金や利潤として分配し、分配した所得は消費や投資として支出し、この支出によりまた生産活動が発生する、という循環を繰り返しており、県民経済計算は生産、分配、支出という異なる側面から県経済という同一の付加価値を把握していることから、それぞれの値は理論的には等価である。これを「三面等価の原則」という。ただし、県内総生産と県民所得は評価基準が異なるため、値は一致しない(「2 県民経済計算の評価の基準」を参照)。

経済循環のイメージ



2 県民経済計算の評価の基準

(1) 県内概念と県民概念

県内概念とは県内における経済活動を、従事した者の居住地のいかんを問わず把握するもので、県民概念とは県内居住者の経済活動を、従事した地域のいかんを問わず把握するものである。

県民経済計算では、生産及び支出を県内概念で(ex. 県内総生産)、分配を県民概念で(ex. 県民所得)把握している。

(2) 総(グロス)と純(ネット)

企業設備、建物等の固定資産は生産過程において年々減耗するため、この減耗分を将来の固定資本代替のための費用として評価・計上したものが固定資本減耗である。

県民経済計算では、この固定資本減耗を含んで付加価値を評価したものを「総（グロス）」、含まない場合を「純（ネット）」という。

県内総生産と県内純生産の関係を算式で示すと、以下のようになる。

$$\text{県内総生産} = \text{県内純生産} + \text{固定資本減耗}$$

(3) 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格により評価するものであり、消費税等の「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を含んだ価格表示である。市場価格は、さらに生産者から出荷される時点で評価する生産者価格と、これに運輸・商業マージンを加えた購入者価格に分けられる。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる要素費用(労働や資本等の生産要素に支払われる雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗)の価格でもって評価するものである。

県民所得における以上の関係を算式で示すと、以下のようになる。

$$\begin{aligned} &\text{市場価格表示の県民所得} \\ &= \text{要素費用表示の県民所得} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} \end{aligned}$$

なお、一般に「県民所得」と言う場合は、要素費用表示の県民所得を指す。

(4) 名目と実質

名目とは、その年度に実際に取引されている価格を評価基準にして表したものである。これに対して実質とは、ある年の物価を基準として物価変動を除去したもので、経済の実質的(物量的)な伸びをみる場合に用いられる。

なお、生産系列、支出系列ともに連鎖方式による実質化を行っている。

※連鎖方式

前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法で、基準年が常に前年になるため経済実勢との乖離はほぼ生じないとされる。また、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。

3 取引主体の分類

(1) 経済活動別分類(SNA分類)

SNAにおいては、財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の単位として「事業所」が位置付けられており、これらを同質的なグループに分類したものと「産業(industry)」がある。具体的には、事業所ごとに、その事業所の主要な生産物(主産物)に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業と分類する。

また、事業所が主産物以外に副次的な生産物を生産している場合があるが、その場合も、あくまで同じ主産物を生産する事業所をグルーピングして一つの産業とする。このため、各産業の生産物には、主産物のほかに複数の副次的生産物がありうる。2008SNAにおいては、この産業の分類は、国連が作成する国際基準である「国際標準

産業分類」の改定第4版(ISIC Rev. 4)に拠っている。SNAにおける「産業」については、「経済活動」と呼称しており、その分類は「経済活動別分類」と呼ぶ。この経済活動別分類は、平成23年基準以降については、大分類レベルで可能な限りISIC Rev. 4と整合的なものとなるよう設定されている。

なお、平成17年基準以前の経済活動別分類は、全体をまず市場生産者を意味する「産業」と非市場生産者を意味する「政府サービス生産者」や「対家計民間非営利サービス生産者」に分けた上で、それぞれの中でさらに内訳分類を設定する形になっており、また、サービス業が集約されているなど、国際標準産業分類とは必ずしも整合的でない分類体系となっていた。これに対して、平成23年基準では、全体をまず「産業」「政府サービス生産者」「対家計民間非営利サービス生産者」と区分する方法を取りやめるとともに、サービス業について、ISIC Rev. 4と可能な限り整合的となるよう細分化を行っている。

(2) 制度部門別分類

制度単位は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の5つに分類される。

① 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、医療機関等や、特殊法人等の一部が含まれる。市場生産に携わる非営利団体としては、医療サービスを提供する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護保険による介護サービスを提供する介護事業者、さらには経済団体が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。

② 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関と公的金融機関に分かれる。

③ 一般政府

一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

④ 家計

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団を含み、自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

⑤ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

4 県民経済計算の構成

I 基本勘定

(1) 統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分及び移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括する。

① 県内総生産勘定

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉えるものであり、制度部門の所得支出勘定及び資本勘定を統合して記録する。

勘定の貸方（支出側）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総支出である。構成項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出、県内総固定資本形成及び在庫変動、財貨・サービスの移出、（控除）財貨・サービスの移入が示されている。

勘定の借方（生産側）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産である。構成項目としては、雇用者報酬と営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金が示される。

県内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生ずる。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に計上し、生産側と支出側をバランスさせている。

この勘定は、以下に述べる他の3つの統合勘定、すなわち県民可処分所得と使用勘定、資本勘定及び県外勘定を統合することによっても得られる。

② 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、県内で発生する第1次所得に県外からの雇用者報酬の受取（純）及び財産所得の受取（純）が加えられることによって県民概念の第1次所得が定義される。さらに県外からの経常移転（純）が加わって県民可処分所得が決まる。

県民可処分所得を構成するのは以下のものである。雇用者報酬は県民概念のそれであり、雇用者報酬（県内概念）と、県外からの雇用者報酬の受取から県外への支払を差し引いた県外からの雇用者報酬（純）からなる。営業余剰・混合所得は各制度部門の和である。県外からの移転項目については、県外からの財産所得（純）と県外からのその他の経常移転（純）が表章される。さらに生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が、一般政府の第1次所得として可処分所得側に計上される。

県民可処分所得から民間最終消費支出及び政府最終消費支出を行い、バランス項目が県民貯蓄である。

③資本勘定

この勘定は、資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合する資本勘定を示す。県民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

この勘定においては、資本の調達側に県民貯蓄と県外からの資本移転（純）が記録され、統計上の不突合が控除される。資本形成側には、総固定資本形成（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出（+）/純貸入（-）がバランス項目である。

④県外勘定

この勘定は、県外の視点から記録されており、県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、財産所得及びその他の経常移転の受払が記録され、支払側の経常県外収支がバランス項目である。

(2) 制度部門別所得支出勘定

この勘定における主要項目は、以下のとおりである。

①第1次所得の配分

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税（控除）補助金及び財産所得が第1次所得として、制度部門に配分される。

②財産所得以外の経常移転

移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービスまたは資産も受け取ることなしに、財貨・サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引を指す。このうち、経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上される。経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

③最終消費支出と貯蓄

最終消費とは、各制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」のうち、個々の家計あるいは社会全体（コミュニティ）によってそれらの個別的ないし集合的な必要性和欲求を満足させるために消費される財貨・サービスの価額である。

家計、一般政府及び対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録され、全制度部門についてバランス項目として貯蓄が定義される。

II 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなる。

(1) 経済活動別県内総生産(名目、実質、デフレーター)

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

実質化の方法については、連鎖方式を採る。

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得及び県民可処分所得の分配は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第1次所得）を制度部門別に分配した上で、その他の経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門については、純受取が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の純受取（受取－支払）を加えた企業所得が示される。

以上の合計額が要素費用表示の県民所得である。これに生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加算されて市場価格表示の県民所得となり、さらに経常移転の純移転が加えられて県民可処分所得となる。

(3) 県内総生産（支出側）(名目、実質、デフレーター)

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出（入）が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出（入）とともに示される。

実質値は、生産側と同じく、連鎖方式による。

III 付表

(1) 一般政府の部門別所得支出取引

地方政府である県と市町村、地方政府により運営される地方社会保障基金（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）及び中央政府を含むその他の一般政府の4部門に分割し、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、政府部門が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

(2) 社会保障負担の明細表

社会保障負担は、社会保障基金に対する負担金であり、雇主及び家計によるものを含む。この表においては、社会保障基金に属する制度毎に雇主及び家計の負担を表章する。

(3) 一般政府から家計への移転の明細表

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われるその他の社会保障非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに詳細に表章する。また、現物社会移転（市場産出の購入、医療、介護の公的保険負担分等）と現物社会移転以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連政策を詳細に把握することが可能となる。

(4) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別に県内総生産の1次分配が示される。経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

(5) 経済活動別就業者数及び雇用者数

経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。

2ヶ所の事業所に雇用される者については、2人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート・タイム労働者についても、フル・タイム労働者と同様に1人としている。

5 用語の解説(五十音順)

あ **営業余剰・混合所得**……生産活動における企業の貢献分として企業の手元に残る利益であり、雇用人報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。企業会計でいう営業利益に近い概念。混合所得とは家計部門のうち個人企業の取り分であり、事業主の労働報酬の要素も含まれるために混合所得と定義され、家計のうち持ち家分と区別される。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、一般政府及び対家計民間非営利団体は営業余剰等を生まない。

SNA……国民経済計算体系(System of National Accounts)のこと。世界各国が同一基準で国民経済計算を行うことを目的に、国際連合統計委員会で採択された国際的な体系である。県民経済計算においてもSNAに準拠し、現在は2009年に採択された2008SNAを採用している。

か **家計最終消費支出**……家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップ純販売額(販売額－購入額)は控除される。なお、土地造成と住宅建設は投資活動として民間総固定資本形成に含むため、この項目に含まれない。

間接的に計測される金融仲介サービス

(Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM)……金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある(このような金融仲介機関に資金を貸す人々(預金者)には他の場合よりも低い利率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利率を課する。)。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価値を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。

企業所得……企業所得とは営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

帰属計算……帰属計算とは県(国)民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には自己所有住宅の帰属家賃が含まれ、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっているなど、県民経済計算の各項目をみる場合その範囲には十分注意する必要がある。

帰属家賃……実際には家賃の支払を伴わない自己所有住宅(持家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額(給与住宅差額家賃)も含まれる。SNAでは、持ち家率の異なる国間の比

較のため、住宅自己所有者は住宅賃貸業(不動産業)を営んでいるものとされ、帰属家賃は家計の生産額に含まれており、その営業余剰は家計の営業余剰になる。なお、給与住宅は現物給与として雇用者報酬に含まれる。

寄与度……ある構成項目の増減が、全体の増加率に対してどれだけ貢献しているかを示す指標。「寄与度(%)=当該項目の増減/前期の全体値×100」で計算され、各項目の寄与度の合計は全体の増加率と一致する。

経済成長率……県内総生産の対前年度増加率。

経常移転……移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービスまたは資産も受け取ることなしに、財貨・サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引を指す。このうち、経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上される。経常移転には、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

県外からの所得(純)……県民所得から県内純生産を差し引いて求められる。県外との所得の受払には雇用者報酬、投資収益、財産所得が含まれる。

県内総生産……県内の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)であり、国でいう国内総生産(GDP)にあたる。

現物社会移転……一般政府(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、それは一般政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したものである。現物社会移転の内訳は、社会保障基金による医療保険及び介護保険給付分である「現物社会給付」と、家計に対して無料または経済的に意味のない価格で一般政府や対家計民間非営利団体によって提供される教育、保健等のサービスである「個別的な非市場財・サービスの移転」からなる。

県民可処分所得……制度部門別では受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しい。県全体では県民所得(市場価格表示)にその他の経常移転(純)を加えたもので、県民が実際に使用することができる所得を示している。

県民所得……一般に「県民所得」と言う場合は、要素費用表示の県民所得を指す。生産要素を提供した県内居住者に帰属する所得であり、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。なお、ここでのいう県民とは個人だけではなく、企業なども含むため、これを県の総人口で除した「1人当たり県民所得」は県民個人の給与や実収入の水準を表すものではないことには十分注意する必要がある。

県民総所得……県民総生産に一致するもので、県民が受け取った所得を総(グロス)概念及び市場価格表示で表している。分配系列では「県民総所得=県民所得(要素費用表示)+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税(控除)補助金」、支出系列では「県民総所得=県内総生産(支出側)+県外からの所得(純)」である。

公的企業……制度部門のうち非金融法人企業と金融機関は、それが政府による所有または支配があるか否かによって、公的か民間に区分される。具体的には、非金融法人企業や金融機関のうち、①政府が議決権の過半数を保有している、または、②取締役会等の統治機関を支配している(過半数の任免権を持つ)のいずれかを満たす場合に公的企業に分類される。

固定資本減耗……構造物、設備、機械等再生産可能な固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故の損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。県民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体を生産者として格付けしているため、これらの固定資産についても固定資本減耗は計上されている。なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”、含まない計数は“純”という言葉を用いて呼ばれる。

雇用者報酬……生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。具体的には①賃金・俸給(現金給与、現物給与、給与住宅差額家賃等)②雇主の現実社会負担(社会保障基金、年金基金への負担金)③雇主の帰属社会負担(退職一時金等の無基金への負担金)の項目から構成されている。なお、雇用者とは、市場生産者、非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

さ

財貨・サービスの移出(入)……財貨サービスの移出(入)と直接購入から構成される。移出(入)とは県内居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引であり、直接購入とは県内居住者(非居住者)による県外(県内)での財貨・サービスの直接購入である。ただし、生産要素(労働及び資本)に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは県外からの(への)所得となり、ここには含まれない。

在庫変動……企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、屠畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

在庫品評価調整……県民経済計算では発生主義の原則がとられているため、在庫品増加は在庫の増減時点での価格で評価している。しかし、企業会計に基づく在庫関係データは先入先出法など様々な方法で評価されており、在庫増減には期首と期末の評価価格の差による分も含まれている。この評価方法の違いを調整するのが在庫品評価調整であり、企業会計データに在庫品評価調整を行うことで、県民経済計算の評価方法に変換している。

財産所得……ある経済主体が他の経済主体の所有するカネ・土地及び無形資産(著作権・特許権など)を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、利子及び配当、地代、著作権・特許権の使用料などが該当する。ただし、財産所得の賃貸料には、構築物(住宅を含む)、設備・機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まない。

産出額……生産活動によって生み出された財、サービスの総額のこと、一般的な出荷額や売上高の概念に近い。産出額から中間投入額を控除したものが総生産(付加価値)である。

市場価格表示および要素費用表示……市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金(控除)を含んだ価格表示のことである。一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗)による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金(控除)を含まない価格表示のことである。

実質……ある年の物価を基準として物価変動を除去したもの。経済の実質的(物量的)な伸びをみる場合に用いられる。名目の項を参照。

社会保障基金……社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や共済組合の一部、独立行政法人の一部(年金積立金管理運用独立行政法人)などが含まれる。

所得・富等に課される経常税……その他の経常移転の一部であり、所得税、法人税などのいわゆる直接税に相当する。ただし、相続税及び贈与税は資本移転に区分されるため、所得・富等に課される経常税には含まれない。

生産・輸入品に課される税……財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で、所得・富等に課される経常税と区別される。

政府最終消費支出……一般政府の生産額(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門に販売した額(財貨・サービスの販売)と自己勘定による総資本形成(研究・開発)を差し引いたものに、現物社会移転(市場産出の購入、社会保障による医療費・介護費の給付等)を加えたもの。

総固定資本形成……有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源(種畜、乳牛、果樹等)、⑤知的財産生産物(研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア)を含む。なお、「防衛装備品」については基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しない。

総資本形成……法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

総資本形成に係る消費税……総固定資本形成は消費税分が含まれる「グロス」ベースで記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。グロスの総固定資本形成から、これら仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

た **対家計民間非営利団体最終消費支出**……対家計民間非営利団体により産出された財貨・サービスのうち、他の制度部門（家計）からの収入により賄われず、かつ、対家計民間非営利団体が自己消費として使い尽くした部分を示す。

中間投入額……中間投入とは、生産者による財貨・サービスの生産の過程で原材料費・光熱費・間接費等として投入された財貨やサービスを指す。生産者によるFISIMの消費も中間投入に計上される。一方、中間投入には、機械設備や建物等の固定資産の減価償却分や人件費は含まれず、それぞれ固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれる。産出額から中間投入を控除したものが付加価値である。

貯蓄……要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）や各種の経常移転の受取を合計した経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払を合計した経常的支出を差し引いた残差である。なお、貯蓄は資本蓄積の原資として資本調達勘定に受け継がれる。

デフレーター……名目値から実質値を求める際に用いる物価指数。「名目値/デフレーター=実質値」となる。実質の項を参照。

統計上の不突合……県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため推計値に食い違いが生じる。この食い違いを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。県民経済計算では、国民経済計算と異なり支出側に計上される。

な **年金受給権の変動調整**……年金受給権の変動調整とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得の支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額には本項目には含まれない。

は

1人当たり県民所得……県民所得を県の総人口で除した値であるが、県民個人の給与や実収入の水準を表すものではないことには十分注意する必要がある。県民所得の項を参照。

補助金……一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれず、資本移転に含まれる。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

ま

民間最終消費支出……民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。家計最終消費支出は、居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される（持ち家の帰属家賃）。家計最終消費支出の内訳項目として、国連の個別消費の目的別分類(COICOP)に概ね準拠した12目的分類別消費が示される。対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利団体の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を控除したものである。

名目……その年度に実際に取引されている価格を評価基準にして表したもの。実質の項を参照。

や

輸入品に課される税・関税……輸入品に課される税・関税は、関税、消費税等からなるが、輸入する事業所の県に計上する。JSNAに準じ、経済活動別には配分しない。

ら

連鎖方式……実質化の方式の1つ。前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法で、基準年は毎年更新。固定基準年方式では基準年から離れるほど経済実勢から乖離する傾向があるが、連鎖方式は基準年が常に前年であるため乖離はほぼ生じない。ただし、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。

6 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類の対応表

S N A 経済活動分類 (平成23年度基準)	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)
1 農林水産業 01 農業 02 林業 03 水産業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス業) 02 林業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業 04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 05 食料品 06 繊維製品 07 パルプ・紙・紙加工品 08 化学 09 石油・石炭製品 10 窯業・土石製品 11 一次金属 12 金属製品 13 はん用・生産用・業務用機械 14 電子部品・デバイス 15 電気機械 16 情報・通信機器 17 輸送用機械 18 印刷業 19 その他の製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 繊維工業 (1113炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品) 17 石油製品・石炭製品製造業 21 窯業・土石製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業 22 建設業	06 総合工事業 07 識別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
6 卸売・小売 23 卸売業	50 各種商品卸売業 ～ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」

24	小売業	56 各種商品小売業 ～ 58 飲食物品小売業 (5895料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) ～ 60 その他の小売業 (6033調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7	運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ～ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） 861 郵便局のうち「郵便」 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8	宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)
9	情報通信業 27 通信・放送業 28 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	37 通信業 862 郵便局受託業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10	金融・保険業 29 金融・保険業	62 銀行業 ～ 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（6421質屋→小売業） 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
11	不動産業 30 住宅賃貸料 31 その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） (6912土地賃貸業を除く) 692 貸家業、貸間業 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む） 694 不動産管理業
12	専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） (727著述家・芸術家→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス（他に分類されないもの） (746写真業→その他サービス業) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13	公務 33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体

1 4 教育 34 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 (819幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業) 82 その他の教育、学習支援業 (821社会教育、823学習塾、824教養・技能教授業→その他のサービス) (8229その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保険衛生・社会事業)
1 5 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業	819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」 6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511社会保険事業団体→公務)
1 6 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合(他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) (901機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952と畜場→食料品製造業)

7 推計方法の概要

(1)経済活動別県内総生産(生産側、名目)

項目	推計方法	使用する主な資料名
総論	<p>総生産＝産出額－中間投入額</p> <p>※使用する資料が暦年値の場合は必要に応じて年度転換する。</p> <p>※中間投入は、生産するために投入される非耐久財(原材料及び燃料等)とサービスの費用によって構成される。FISIM消費額および政府手数料を含むため、調整の必要な産業ではそれぞれ控除・加算している。</p> <p>※上記で求めた産出額に、必要な産業には「自社開発ソフトウェア」、「R&D産出額」が加算されている。</p>	
1 経済活動別生産者		
(1)農林水産業		
ア 農業		
a 農業	<p>産出額：東海農政局岐阜農政事務所照会資料等より粗生産額</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・内閣府資料
b 農業サービス業	<p>産出額：国の産出額×従業者数の県分割合</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「事業所・企業統計調査」 ・「経済センサス」 ・内閣府資料
イ 林業		
a 育林業	<p>産出額：素材生産のうち木材生産の産出額(当該年度を含む3年間平均)×(育林生産額/素材生産額)×(民有林の林野面積/全林野面積)</p> <p>※育林、素材生産額は産業連関表より</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課「岐阜県産業連関表」 ・農林水産省「生産林業所得統計」 ・「農林業センサス」 ・内閣府資料
b 素材生産業	<p>産出額：木材生産の産出額×(民有林の林野面積/全林野面積)＋(薪炭生産、栽培きのこ類生産、林野副産物採取の産出額)</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省「生産林業所得統計」 ・「農林業センサス」 ・内閣府資料
ウ 水産業	<p>内水面漁業、内水面養殖業に分けて推計</p> <p>産出額：県里川振興課照会資料より販売額</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：県産業連関表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・県統計課「岐阜県産業連関表」
(2)鉱業	<p>産出額：国の産出額×従業者数の県分割合</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「経済センサス」 ・内閣府資料
(3)製造業		
ア 製造業	<p>産出額：「工業統計」より製造品出荷額等＋製造品及び半製品・仕掛品在庫純増</p> <p>中間投入額＝原材料使用額等＋間接費</p> <p>※平成19年工業統計調査から製造品出荷額等に転売収入額などが、原材料使用額等に製造等に関連する外注費などが含まれるように調査票が改正されたが、県民経済計算では調査票改正前の概念で推計している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課「工業統計」 ・「鉱工業指数」 ・総務省「経済センサス」 ・経済産業省「工業統計表」 ・日本銀行「製造業部門別投入・産出物価指数」
イ と畜場	<p>産出額：と畜場事業(公営企業)決算より営業収入</p> <p>中間投入額＝と畜場事業決算より中間投入項目を合算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課「市町村財政の状況」
(4)電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
ア 電気業	<p>産出額：全社分電気事業営業収益－(全社分地帯間購入電力料＋全社分他社購入電力料)を発電部門と送変配電部門に分け、発電部門は発電電力量、送変配電部門は有形固定資産の県分割合でそれぞれ按分のおち、合算する。</p> <p>中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率：中部、関西、北陸電力の中間投入比率(営業費用－(人件費＋減価償却費＋公租公課＋地帯間・他社購入電力料)/産出額)を、県内産出額の割合で加重平均</p> <p>※公営企業分は、電気事業決算より営業収入、中間投入を合算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・県市町村課「市町村財政の状況」 ・電気事業連合会「電気事業連合会」 ・「電気事業便覧」 ・総務省「産業連関表」

項目	推計方法	使用する主な資料名
イ ガス・熱供給業	産出額:照会資料より営業収入 中間投入額=照会資料より中間投入項目 (営業費用-(人件費+減価償却費+公租公課))を合算 ※東邦ガス分は、ガス消費量等の県分割合で按分	・県統計課照会資料
ウ 水道業	産出額:上水道、簡易水道事業(公営企業)決算等より 営業収入-(受託工事収益+受水費) 中間投入額=上水道、簡易水道事業決算等より中間投入項目 (営業費用-(人件費+減価償却費+資産減耗費 +受託工事費+受水費))を合算	・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・県水道企業課 「岐阜県水道事業工業用水道 事業決算書」
エ 廃棄物処理業	産出額=国の産出額×従業者数(民営)の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」 ・内閣府資料
オ 政府:下水道	産出額=雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より	・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
カ 政府:廃棄物	産出額=雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より	・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
(5)建設業		
ア 建築工事・土木工事	産出額:全国の建設投資推計額 ×(県出来高ベース工事高/全国出来高ベース工事高) 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・国土交通省 「建設投資見通し」 「建設総合統計」 ・内閣府資料
イ 補修工事	産出額:ア 建築工事・土木工事の産出額×建設補修率 ※建設補修率=県産業連関表 県内生産額の 「建設補修」/(「建築」+「土木」) 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・県統計課 「岐阜県産業連関表」 ・国土交通省 「建設工事施工統計調査」 ・内閣府資料
(6)卸売・小売業	産出額: (卸売業) 「商業統計」より(年間販売額-本支店間移動-製造業の販売事業所 分)×マージン率+その他収入 (小売業) 「商業統計」より(年間販売額-本支店間移動)×マージン率+その他収 入 ※マージン率は商業統計表から算出し、法人企業統計、個人企業経済 調査で補外 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料	・県統計課 「商業統計」 ・総務省 「経済センサス」 ・経済産業省 「商業統計表」 「商業動態統計調査」 ・財務省 「法人企業統計年報」 ・総務省 「個人企業経済調査」 ・内閣府資料 ・県統計課照会資料 ・県市町村課 「市町村財政の状況」

項目	推計方法	使用する主な資料名
(7)運輸・郵便業		
ア 運輸業	<p>産出額: (鉄道業) JR東海は、全社分営業収入×乗客数の県分割合 JR貨物は、全社分営業収入×発送トン数の県分割合 名古屋鉄道、養老鉄道は、全社分営業収入×乗客数の県分割合 その他の鉄道は、照会資料より営業収入 索道は、国土交通省「鉄道輸送統計年報」より旅客収入 (道路運送業) バス、タクシーは、県統計書(中部運輸局岐阜運輸支局照会値)より県内 営業収入 道路貨物輸送業は、国の産出額×輸送トン数の県分割合 (水運業)照会資料より県内営業収入 (その他の運輸業)国の産出額×県分割合 ※道路輸送施設提供業の一部については照会資料、決算資料から料金 収入等による</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・内閣府資料 ・国土交通省 「貨物地域流動調査」 「鉄道輸送統計年報」 「交通関連統計資料集」 ・県統計課 「岐阜県統計書」 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
イ 郵便業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「経済センサス」 ・内閣府資料
(8)宿泊・飲食サービス業	<p>飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所に分けて推計 産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
(9)情報通信業		
ア 電信・電話業	<p>産出額: (電信・電話業) 国の産出額×電話発信回数の県分割合 (その他の通信サービス業) 国の産出額×従業者数の県分割合 (インターネット付随サービス業) 国の産出額×従業者数の県分割合</p> <p>中間投入額:産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
イ 放送業	<p>産出額: (公共放送) NHK全体額(受信料収入+選挙放送関係交付金収入)を受信契約数の 県分割合で按分 (民間放送) 国の産出額(放送業からNHK・有線放送分を控除)×従業者数の県分割 合 (有線放送) 国の産出額×従業者数の県分割合</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK決算書 ・NHK業務報告書 ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
ウ 情報サービス業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「経済センサス」 ・内閣府資料 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
エ 映像・文字情報制作業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「経済センサス」 ・内閣府資料 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」

項目	推計方法	使用する主な資料名
(10)金融・保険業		
ア 金融業	<p>産出額: (預金取扱機関) 借り手側FISIM産出額+貸し手側FISIM産出額+受取手数料 借り手側FISIM産出額は、全国の借り手側FISIM産出額×貸出金残高の 県分割合 貸し手側FISIM産出額は、全国の貸し手側FISIM産出額×預貯金残高の 県分割合 受取手数料は、全国の受取手数料×(貸出金残高+預貯金残高)の県分 割合 (その他の金融機関) 全国の受取手数料×従業者数の県分割合</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」
イ 保険業	<p>産出額: (生命保険)国の産出額×保有契約高の県分割合 (年金基金)国の産出額×加入者数等の県分割合 (非生命保険)農業共済、火災共済、交通災害共済は決算等より その他は国の産出額×保険料、保険金の県分割合</p> <p>中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・生命保険事業概況 ・中小企業退職金共済事業概況 ・建設業退職金共済事業年報 ・清酒製造業退職金共済季報 ・林業退職金共済事業季報 ・損害保険料率算出機構統計集 ・農林漁業信用基金 「農業共済財務主要統計」 ・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・厚生労働省 「事業月報」 ・総務省 「国勢調査」
(11)不動産業		
ア 住宅賃貸業	<p>産出額:支出系列で推計した額を計上 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料
イ 不動産仲介業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「経済センサス」 ・内閣府資料 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
ウ 不動産賃貸業	<p>産出額:国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「経済センサス」 ・内閣府資料 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」
(12)専門・科学技術、業務支援サービス業	<p>産出額: (研究開発サービス)国の産出額×従業者数の県分割合 (広告業)国の産出額×従業者数の県分割合 (物品賃貸サービス業)国の産出額×従業者数の県分割合 (その他の対事業所サービス)国の産出額×従業者数の県分割合 (獣医業)国の産出額×従業者数の県分割合 (非営利:自然・人文科学研究機関)国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p> <p>(政府:学術研究)雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」 ・農林水産省 「獣医師の届出状況(獣医師数)」 ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
(13)公務	<p>産出額:雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料

項目	推計方法	使用する主な資料名
(14)教育	<p>産出額: (教育)国の産出額×従業者数の県分割合 (非営利:教育)国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p> <p>(政府:教育)雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」 ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
(15)保健衛生・社会事業	<p>産出額: (医療・保健) 医療業は、「基金年報」等より県民総医療費 保健衛生は、国の産出額×従業者数の県分割合 社会福祉(産業)は、国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p> <p>(介護)介護給付・予防給付費用額+市町村特別給付費用額 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p> <p>(非営利:社会福祉)国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p> <p>(政府:保健衛生、社会福祉)雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」 「国民医療費」 「後期高齢者医療事業報告」 ・県高齢福祉課 「介護保険事業状況報告」 ・県医療整備課 「国民健康保険事業状況」 ・社会保険診療報酬支払基金 「基金年報」 ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
(16)その他のサービス	<p>産出額: (自動車整備・機械修理業)国の産出額×従業者数の県分割合 (会員制企業団体)国の産出額×従業者数の県分割合 (娯楽業)国の産出額×従業者数の県分割合 (洗濯・理容・美容・浴場業)国の産出額×従業者数の県分割合 (その他の対個人サービス業)国の産出額×従業者数の県分割合 (非営利:社会教育、その他)国の産出額×従業者数の県分割合 中間投入額=産出額×中間投入比率 中間投入比率:内閣府資料</p> <p>(政府:社会教育)雇用者所得+中間投入+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税 中間投入額は中間投入項目を合算 国関係機関は照会資料、県・市町村は決算書等より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計」 ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・県統計課照会資料
2 輸入品に課される税・関税	<p>国の当該計数×経済活動別県内総生産の小計の県/国値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料
3 総資本形成に係る消費税	<p>総固定資本形成(支出系列)×投資控除税額比率 投資控除税額比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料
4 固定資本減耗	<p>固定資本減耗=産出額×固定資本減耗比率 固定資本減耗比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料
5 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	<p>(生産・輸入品に課される税) 国の生産・輸入品に課される税×経済活動別総生産の県/国値 (補助金) 国の補助金×経済活動別総生産の県/国値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料

(2)経済活動別県内総生産(生産側、実質)連鎖方式

推計方法	使用する主な資料名
<p>経済活動別の実質県内総生産を連鎖方式によって求めている。 (DF:デフレーター)</p> <p>①国の年度DFの計算 =国の連鎖DF(暦年)×年度転換率(産出額・中間投入)</p> <p>②前年度を基準とした固定基準方式の実質値の計算 =当年度名目値／(①の当年度連鎖DF／前年度連鎖DF) ※加法整合性があり、小計、合計、総生産を加減算で計算</p> <p>③②を前年度名目で除して連鎖実質の対前年度増加率の計算 =前年度固定基準の当年度実質／前年度名目</p> <p>④平成18年度名目値をベースに、平成19年度以降は③の増加率を乗じる。 t年の一次推計値=H18名目値×③のH19伸び率×…×t年の伸び率 ※これを「1次推計値」とする。</p> <p>⑤産出額、中間投入額を、平成23暦年基準の平成23年度の連鎖実質値を平成23暦年=100とするDFで名目値を除いて求める。 小計、合計、総生産を加減算で求める。</p> <p>⑥平成23年度の④の一次推計値が⑤改定基準年度の値になるように、1次推計値を調整する。 この結果が連鎖実質値である。 t年連鎖実質=④のt年度値×(⑤のH23年度値／④のH23年度値)</p>	<p>・内閣府資料 ・内閣府 「国民経済計算」</p>

(3)県民所得及び県民可処分所得の分配

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 雇業者報酬		
(1)賃金・俸給		
ア 現金給与		
a 農林水産業	<p>(農業) 農家:1農家当たり農業雇用労賃×販売農家数 農家以外:1人当たり農業雇用者所得×農業法人雇用者数</p> <p>(林業) 国有林:中部森林管理局資料 公有林:公有林の県内総生産 ×(国有林の件数/国有林の県内総生産) 民有林:民有林の県内総生産×雇用労賃率 各所有形態別県内総生産: 林業の県内総生産×各所有形態別森林面積</p> <p>(水産業) 1人当たり賃金・俸給×雇用者数</p> <p>(有給家族従業者の現金給与) 有給家族従業者1人当たり年間平均給与×家族従業者数×有給割合 家族従業者数:「国勢調査」をベースとした県推計 有給割合:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・農林水産省 「農業経営統計調査」 「農林業センサス」 「農業構造動態調査」 ・財務総合政策研究所 「法人企業統計年報」 ・総務省 「国勢調査」 「経済センサス」 ・県統計課照会資料 ・林野庁 「中部森林管理局事業統計書」 「林業統計書」 ・農林水産省 「林業経営調査」 ・県林政課 「岐阜県森林・林業統計書」
b 非農林水産業	<p>(鉱業、製造業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、建設業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、教育(教職員以外)、保健衛生・社会事業、その他のサービス)</p> <p>常用雇用者:常用雇用者の1人当たり賃金・俸給×常用雇用者数 常用雇用者の1人当たり賃金・俸給:県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」を基礎に、30人以上規模の数値を算出し、29人以下規模の数値は内閣府資料等による給与格差を乗じて算出 常用雇用者数:「国勢調査」をベースとした県推計による。なお、常用雇用者数は副業分も含めるため次式による。 常用雇用者数=推計常用雇用者数×(1+二重雇用比率)</p> <p>臨時・日雇雇用者: 1人当たり年間現金給与額×臨時・日雇雇用者数 1人当たり年間現金給与額:常用雇用者の1人当たり平均現金給与額に、厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」による給与格差を乗じて算出 臨時・日雇雇用者数:総務省「国勢調査」をベースとした県推計</p> <p>(教育(うち教職員)、公務) 国・県・市町村及び関係機関の決算書より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「国勢調査」 「経済センサス」 「就業構造基本調査」 「労働力調査」 ・厚生労働省 「毎月勤労統計調査」 「賃金構造基本統計調査」 ・経済産業省 「工業統計調査」 ・内閣府資料 ・県統計課照会資料 ・県財政課 「地方財政状況調査表」 ・県市町村課 「地方財政状況調査表」 「市町村財政の状況」 ・文部科学省 「学校基本調査」
イ 役員報酬(給与・賞与)	<p>1人当たり役員給与・賞与×役員数 1人当たり役員給与・賞与: 1人当たり現金給与×1人当たり平均賃金の格差 1人当たり平均賃金の格差:内閣府資料 役員数:「国勢調査」をベースとした県推計の役員数×(1+二重雇用比率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「国勢調査」
ウ 議員歳費等	<p>県会議員・市町村会議員:県及び市町村の決算書より 国会議員:(歳費+期末手当)×議員数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
エ 現物給与	<p>現金給与所得×現物給与比率 現金給与所得:農林水産業以外の産業(臨時・日雇雇用者を含む)の現金給与所得の総額 現物給与比率:内閣府資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料
オ 給与住宅差額家賃	<p>(1㎡当たり市中家賃-1㎡当たり給与住宅家賃)×給与住宅床面積×12ヶ月 1㎡当たり市中家賃:「住宅・土地統計調査」より 「住宅・土地統計調査」のない年次は「消費者物価指数」の家賃指数により補間・補外 1㎡当たり給与住宅家賃:同調査による給与住宅家賃を求めて、中間年次は上記同様に求める。 給与住宅床面積:同調査による床面積を基数とし、「建築統計年報」により補間・補外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「住宅・土地統計調査」 「消費者物価指数」 ・国土交通省 「建築統計年報」 「建築統計月報」

項目	推計方法	使用する主な資料名
(2)雇主の社会負担		
ア 雇主の現実社会負担	内閣府資料、岐阜労働局、全国健康保険協会岐阜支部への直接照会による。 共済組合、年金基金分については、全国分を従業者数、徴収額等の県分割合で按分	・県統計課照会資料 ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」 「地方公務員給与の実態」 ・厚生労働省 「厚生年金保険・国民年金事業年報」
イ 雇主の帰属社会負担		
a 退職一時金	官公庁については直接照会又は決算書により、民間企業分は名古屋国税局資料による。なお、退職金共済制度への雇主負担分も加算する。	・名古屋国税局統計資料 ・県統計課照会資料
b 公務災害補償費	照会資料及び決算書による。	・県統計課照会資料
c その他	現金・現物給与(農林水産業、公務を除く)×国の推計によるその他の負担率	・内閣府資料
2 財産所得		
(1)一般政府		
ア 受取	利子、配当、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料ともに照会資料及び決算書、内閣府資料による。	・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・県統計課照会資料
イ 支払	利子、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料ともに照会資料及び決算書、内閣府資料による。	・内閣府資料
(2)家計		
ア 利子		
a 受取	金融機関別に次式により算出 (一般預金利子) 全国支払預金利子×岐阜県個人預貯金残高/全国預貯金残高 (社内預金利子) 社内預金年度平均残高×社内預金利率 (信託利子) 全国信託利子×県分割合×家計分割合 (有価証券利子) 国債、地方債、公社・公団・公庫債、事業債、金融債の全国の家計現在高×申告所得の利子所得の対全国比×平均利回り	・内閣府資料 ・日本銀行 「金融経済統計月報」 ・県統計課照会資料 ・日本銀行 「日本銀行統計」 ・国税庁 「国税庁統計年報書」
b 支払	金融機関ごとの消費者負債利子の全国分を個人の運転資金、貸出残高等の県分割合で分割	・国税庁 「国税庁統計年報書」
イ 配当(受取)	全国配当金×申告所得による配当分の県分割合	・内閣府資料
ウ その他の投資所得(受取)	生命保険会社、損害保険会社、火災共済共同組合、簡易生命保険・郵便年金、共済連、農協等の全国分を保険料、保険金等で分割	・内閣府資料 ・農林漁業信用基金 「農業共済財務主要統計」
エ 賃貸料(受取)		
a 受取地代	家計の支払地代×全国家計の受取地代/全国家計の支払地代 家計の支払地代は、農林水産業、非農林水産業、持ち家ごとに住宅・土地統計調査、農政事務所資料を用いて単価、面積、戸数等を把握し算出	・総務省 「経済センサス」 「国勢調査」 「住宅・土地統計調査」 「全国消費実態調査」 ・県統計課照会資料 ・内閣府資料
b 特許権使用料等	全国家計受取特許権使用料×県分割合	・内閣府資料
(3)対家計民間非営利団体		
ア 受取	国民経済計算の対家計民間非営利団体の受取・支払財産所得×岐阜県の対家計民間非営利団体従業者数/全国の対家計民間非営利団体従業者数	・総務省 「経済センサス」 ・内閣府資料
イ 支払		
(4)FISIMの加算控除		
	制度部門毎に推計した受取・支払利子についてFISIM消費額等を加算控除 金融機関以外の制度部門 受取利子＝FISIM調整前受取利子＋FISIM貸し手側消費額 支払利子＝FISIM調整前支払利子－FISIM借り手側消費額 金融機関 受取利子＝FISIM調整前受取利子＋FISIM貸し手側消費額－FISIM借り手側産出額 支払利子＝FISIM調整前支払利子－FISIM借り手側消費額＋FISIM貸し手側産出額	

項目	推計方法	使用する主な資料名
3 企業所得	企業所得＝制度部門別営業余剰・混合所得＋(受取財産所得－支払財産所得) 制度部門別営業余剰・混合所得は、経済活動別営業余剰・混合所得を直接推計と残差推計に分けて推計 直接推計：金融保険業、公的企業、住宅賃貸業(持ち家) 残差推計：経済活動別営業余剰・混合所得から直接推計分を控除した残差を家計(個人企業)と民間非金融法人企業に分けて推計	
(1)民間法人企業	企業所得＝(非金融法人営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得)＋(金融機関営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得)－公的企業所得 金融機関営業余剰は生産系列の推計値 非金融法人営業余剰は残差で推計	
民間法人企業(配当受払後)	企業所得＝民間法人企業所得(配当控除前)－支払配当 民間法人企業所得(配当控除前)：(①所得課税法人の所得＋②収入金課税法人の所得＋③非課税事業法人の所得＋繰越欠損金当期控除額＋税法上の所得控除額－欠損会社欠損金)－法人企業から個人への移転－日本銀行分企業所得 ※①②③の所得は発生ベース所得 繰越欠損金当期控除額：(①＋②＋③)×繰越欠損金当期控除額／申告所得金額 税法上の所得控除額：(①＋②＋③)×準備金、引当金の純増分／申告所得金額 欠損会社の欠損金：(①＋②＋③)×欠損金／申告所得金額 法人企業から個人へ移転：発生ベースの法人所得×個人への移転割合 日本銀行の企業所得：日本銀行企業所得×全国法人事業税収納済額に対する県分割合 支払配当：民間法人企業所得(配当控除前)×国民経済計算の(配当／民間法人企業所得(配当控除前))	・内閣府資料 ・県統計課照会資料
(2)公的企業	下記公的企業所得のとおり	
ア 国関係	全国分の純損益をそれぞれの指標で按分して岐阜県分純損益を求める。(一部照会資料から積み上げ)	・県統計課照会資料 ・内閣府資料
イ 県・市町村	各公営企業の決算書より純損益を計上	・県市町村課 「市町村財政の状況」
(3)個人企業	個人企業営業余剰・混合所得－(その他の支払利子＋支払賃貸料) 個人企業営業余剰・混合所得は、農林水産業、その他の産業、持ち家に分けられる。推計方法は下記のとおり。	
ア 農林水産業	企業所得＝営業余剰・混合所得－(支払利子＋支払賃貸料) 各産業の営業余剰・混合所得の求め方は下記のとおり (農業) 農業営業余剰・混合所得(生産系列より)×個人企業比率 (林業) 民有林県内純生産－(民有林賃金・俸給＋法人所得) (水産業) 水産業県内純生産－(賃金・俸給＋法人所得)	・農林水産省 「農林業センサス」
イ その他の産業	企業所得＝営業余剰・混合所得－(支払利子＋支払賃貸料) 営業余剰・混合所得は、産業ごとに下記の方法で求める。 営業余剰・混合所得＝(1個人企業当たり混合所得×個人企業数)＋内職混合所得＋兼業混合所得 1個人企業当たり混合所得＝1個人企業当たり混合所得(国値)×対全国比 対全国比：1人当たり営業所得金額の全国値との格差 内職所得：1個人企業当たり混合所得×内職所得比率×内職者数 兼業所得：個人企業混合所得×兼業比率	・総務省 「国勢調査」 ・国税庁 「税務統計から見た法人企業の実態」 ・内閣府資料 ・県統計課照会資料
ウ 持ち家	①住宅自己所有による帰属営業余剰－②住宅資金借入利子－③支払賃貸料 ①＝総家賃×付加価値率×営業余剰比率×持ち家分割合 総家賃＝1㎡当たり市中平均家賃×住宅床面積 1㎡当たり市中平均家賃：分配の1(1)才 給与住宅差額家賃の項参照 住宅床面積：「住宅・土地統計調査」による住宅床面積を基礎として建築着工統計の住宅純増床面積により補間、補外する。 ②＝全国の住宅資金借入利子×全国銀行業種別貸出残高、中小企業・個人の設備資金の県分割合 ③＝持ち家で借地の住宅戸数×持ち家で地代支払世帯の1世帯当たり地代家賃年額	・総務省 「住宅・土地統計調査」 ・国土交通省 「建築統計年報」 ・内閣府資料 ・総務省 「全国消費実態調査」
4 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産系列の推計値	
5 その他の経常移転(純)	制度部門別所得支出勘定の財産所得以外の経常移転項目を集計	

(4)制度部門別所得支出勘定

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 雇用者報酬	分配系列の推計値	
2 営業余剰・混合所得	分配系列の推計値(企業所得の項を参照)	
3 財産所得	分配系列の推計値	
4 生産・輸入品に課される税	生産系列の推計値(一般政府の受取に計上)	
5 (控除)補助金	生産系列の推計値(一般政府の支払に計上)	
6 所得・富等に課される経常税		
(1)受取	所得税、法人税、住民税、自動車関係税、狩猟税を一般政府に計上	<ul style="list-style-type: none"> ・県統計課照会資料 ・国税庁 「統計年報」 ・名古屋国税局 「統計情報」 ・県税務課 「県税統計書」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
(2)支払	(1)受取の額を税の種類により非金融法人企業、金融機関、家計に振り分けて計上	
7 純社会負担		
(1)雇主の現実社会負担		
ア 受取	分配系列の推計値(県内ベース)のうち、社会保障基金に対する「雇主の現実社会負担」を一般政府に、その他の社会保障制度に対する「雇主の現実社会負担」を金融機関に計上	
イ 支払	分配系列の推計値(県民ベース)を家計に計上	
(2)雇主の帰属社会負担		
ア 受取	分配系列の推計値(雇主の帰属社会負担)のうち、官公庁の退職手当及び公務災害補償費を一般政府に、その他は雇用者数・従業者数割合で非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体に分割して計上	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 「経済センサス」
イ 支払	分配系列の推計値(雇主の帰属社会負担)を家計に計上	
(3)家計の現実社会負担		
ア 受取	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県内ベース)のうち、社会保障基金に対する「家計の現実社会負担」を一般政府に、その他の社会保障制度に対する「家計の現実社会負担」を金融機関に計上	
イ 支払	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県民ベース)を家計に計上	
(4)家計の追加社会負担		
ア 受取	分配系列の推計値(年金受給権に係る投資所得額)を金融機関に計上	
イ 支払	分配系列の推計値(年金受給権に係る投資所得額)を家計に計上	
(5)(控除)年金制度の手数料		
ア 受取	生産系列の推計値(年金基金の産出額)を金融機関に計上	
イ 支払	生産系列の推計値(年金基金の産出額)を家計に計上	
8 現物社会移転以外の社会給付		
(1)現金による社会保障給付		
ア 受取	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県民ベース)を家計に計上	
イ 支払	分配系列の「雇主の現実社会負担」と同様に推計した値(県内ベース)を一般政府に計上	
(2)その他の社会保険年金給付		
ア 受取	国の給付額を加入者数や従業者数の県割合などで按分し、家計の受取と金融機関の支払にそれぞれ計上	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」
イ 支払		
(3)その他の社会保険非年金給付		
ア 受取	家計を除く各制度部門で受取の帰属社会負担額と同額を支払に計上し、その合計額を家計の受取に計上	
イ 支払		

項目	推計方法	使用する主な資料名
(4)社会扶助給付		
ア 受取	イ 支払の額(一般政府+対家計民間非営利団体)を県民ベースに転換して、家計に計上	
イ 支払	(一般政府) 国出先機関:国の社会扶助給付の中央政府/地方政府×県・市町村 の社会扶助給付額 県・市町村:恩給及び退職年金+扶助費 (対家計民間非営利団体) 国の社会扶助給付×従業者数の県分割合	・内閣府資料 ・内閣府 「国民経済計算」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・総務省 「経済センサス」
9 その他の経常移転		
(1)非生命保険金		
ア 受取	イ 支払の額を内閣府資料により各制度部門に分割して計上	・内閣府資料
イ 支払	生産系列(保険業)の保険金の推計値を金融機関に計上	
(2)非生命純保険料		
ア 受取	イ 支払の額の合計を金融機関に計上	
イ 支払	(1)非生命保険金の合計額と同額を、内閣府資料により各制度部門に分割して計上	・内閣府資料
(3)その他		
ア 対家計民間非営利団体への経常移転		
a 受取	国の対家計民間非営利団体への経常移転×従業者数の県分割合 対家計民間非営利団体に計上	・内閣府資料 ・総務省 「経済センサス」
b 支払	(非金融法人企業、金融機関) 国の対家計民間非営利団体への経常移転×法人事業税課税標準額の県分割合 (一般政府) 国出先機関:岐阜大学の支払い額 県・市町村:補助等(その他)×対家計民間非営利団体割合	・県統計課照会資料 ・内閣府資料 ・国税庁 「統計年報」 ・名古屋国税局 「統計情報」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
イ 対家計民間非営利団体以外への経常移転		
a 家計間の仕送り金	(受取) 支払ー県外への支払+県外からの受取 県外への支払、県外からの受取は、学生1人当たり仕送り金×県外(内)寄宿学生数 ※県内、県外の物価調整を、名古屋市を基準に行う。 (支払) 1世帯当たり仕送り金×世帯数	・総務省 「家計調査」 「全国消費実態調査」 「単身世帯収支調査」 「消費者物価指数」 ・文部科学省 「学校基本調査」 ・名古屋大学 「学生生活状況調査」
b 一般政府	受取、支払とも決算書等より該当項目を計上	・内閣府 「国民経済計算」 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」 ・財団法人厚生統計協会 「保険と年金の動向」
ウ 罰金		
a 受取	国出先機関:国の受取額×法人事業税課税標準額の県分割合 県・市町村:延滞金加算金及び過料 合計値を一般政府に計上	・内閣府資料 ・県財政課・県市町村課 「地方財政状況調査表」
b 支払	a 受取の額を、所得・富等に課される経常税の支払額で非金融法人企業、金融機関、家計に分割して計上	
10 最終消費支出		
支出系列の推計値		
11 年金受給権の変動調整		
(1) 受取	「雇主の現実社会負担+家計の現実社会負担ーその他の社会保険年金給付」を、家計の受取及び金融機関の支払に計上	
(2) 支払		
12 貯蓄		
各制度部門において、受取合計ー支払合計の残差を計上		

(5)県内総生産(支出側、名目)

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 民間最終消費支出		
(1)家計最終消費支出	①(12目的別消費支出額±直接推計項目)×世帯数 ※ただし、二人以上、単身世帯別に推計し、のちに合算する。 ②自県、全国別に推計し、全国分に対する自県分の割合を求める。 ③国民ベース概念に転換した全国の消費支出額に②の割合を乗じる。	・総務省 「全国消費実態調査」 「国勢調査」 ・内閣府 「国民経済計算」
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	生産系列で推計した非市場生産者(非営利)部門の産出額-財貨・サービスの販売-自己勘定総固定資本形成(R&D)	・内閣府 「国民経済計算」
2 政府最終消費支出		
	生産系列で推計した非市場生産者(政府)部門の産出額-財貨・サービスの販売-自己勘定総固定資本形成(R&D)+分配系列で推計した現物社会移転(市場産出の購入)	・内閣府 「国民経済計算」
3 県内総資本形成		
(1)総固定資本形成		
ア 民間		
a 住宅	住宅投資総額-「イ公的 a住宅」の額 住宅投資額:全国住宅投資総額×県分居住用建築物工事額/全国居住用建築物工事額	・国土交通省 「建設投資見通し」 「建設総合統計」
b 企業設備	・製造業 有形固定資産取得額(土地を除く)-住宅投資額+建設仮勘定+コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額 ・製造業以外 自県の総生産(製造業を除く)×国の民間企業設備(製造業を除く)の割合	・経済産業省 「工業統計調査」 ・国土交通省 「建築総合統計」 ・内閣府 「国民経済計算」
イ 公的		
a 住宅	一般会計(普通会計)、非企業会計、企業会計について、住宅投資額(用地補償費を除く)を集計	・県統計課照会資料 ・県財政課、県市町村課 「地方財政状況調査表」
b 企業設備	企業会計について、有形固定資産新規取得額+建設仮勘定+R&D投資額	・県公営企業会計決算書 ・県公社決算書
c 一般政府	国関係は直接照会、県・市町村関係は決算書から、建設関係費用(用地補償費を除く)を集計、コンピュータ・ソフトウェア及びR&Dを加算	・県市町村課 「市町村財政の状況」 ・県統計課 「岐阜県産業連関表」 ・内閣府 「国民経済計算」
(2)在庫変動		
民間・公的	民間・公的別に推計 名目在庫残高=名目産出額×国の名目在庫残高比率 実質在庫残高=名目在庫残高/在庫残高デフレーター(年度末) 実質在庫変動=年度末実質在庫残高-前年度末実質在庫残高 名目在庫変動=実質在庫変動×在庫変動デフレーター(年度平均)	・内閣府 「国民経済計算」
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合		
(1)財貨・サービスの移出入(純)		
ア 財貨・サービスの移出	生産系列で推計した経済活動別産出額×移輸出係数 移輸出係数:県産業連関表の経済活動別移輸出額/県内生産額	・県統計課 「岐阜県産業連関表」
イ(控除)財貨・サービスの移入	(中間投入+民間最終消費支出+政府最終消費支出+県内総資本形成)×移輸入係数 移輸入係数:県産業連関表の経済活動別移輸入額/(中間需要+県内最終需要)	
(2)統計上の不突合	県内総生産(生産側)-(1)民間最終消費支出+2)政府最終消費支出+3)県内総資本形成+4(1)財貨・サービスの移出入(純)	
5 県外からの所得(純)		
	県民所得-県内所得(要素費用表示の県民純生産-県内純生産)	

(6)県内総生産(支出側、実質)連鎖方式

項目	推計方法	使用する主な資料名
1 民間最終消費支出	家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出を連鎖統合する。	・内閣府資料 ・内閣府 「国民経済計算」
(1)家計最終消費支出	12目的別最終消費支出について国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。	
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。	
2 政府最終消費支出	国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。	
3 県内総資本形成	総固定資本形成と在庫変動を連鎖統合する。	
(1)総固定資本形成	民間住宅、民間企業設備、公的住宅、公的企業設備、及び一般政府について、国の当該デフレーターを用いて連鎖方式で実質化し、民間・公的別に連鎖統合することにより実質値を求める。その後、民間及び公的を連鎖統合する。	
(2)在庫変動	民間企業、公的(企業・一般政府)別に在庫残高デフレーター(年度平均)を用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。	
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差	県内総生産(支出側)の実質値から民間最終消費支出、政府最終消費支出、県内総資本形成を除く。	
5 県内総生産(支出側)	連鎖方式による県内総生産(生産側)の実質値	

8 県民経済計算のよくある質問

Q. そもそも、県民経済計算って何？何が分かるの？

A. 県民経済計算は、1年度において県内、あるいは県民の経済活動により新たに生み出された成果（付加価値）を生産、分配、支出の3面から計測し、県経済の実態を包括的に明らかにする加工統計（各種の統計を加工して作成する二次統計）です。GDP（国内総生産）や国民所得などを推計する国民経済計算の県版と考えてください。

県民経済計算では、県内総生産、県民所得などが推計され、これらから岐阜県の経済成長率（県内総生産の対前年度増加率）、経済規模、産業構造、所得水準や、その年度変化などを把握することができます。

また、都道府県民経済計算はすべての都道府県で行われているため、各推計値を都道府県間で比較することで、全国における岐阜県経済の位置などを計ることも可能です。

Q. 生産、分配、支出（系列）って何？

A. 県民経済計算は、生産、分配、支出の3つの系列から成り立っています。

これは県経済を、企業等の生産活動により付加価値を生み（＝生産）、その付加価値を給料や企業利益として分配し（＝分配）、その分配された所得を家計消費や設備投資などで支出し（＝支出）、その支出により更に生産活動が行われ…という生産→分配→支出→生産→分配→…の循環で捉え、それぞれの段階における推計をしているのです。これは3つの側面から県経済という同じものを見ていることから、理論的には3系列の推計値は一致します。これを「三面等価の原則」といいます。

ところで、統計表を見ると生産系列の「県内総生産（生産側）」と支出系列の「県内総生産（支出側）」の値は一致しますが、分配系列の「県民所得」とは一致しません。これは県内概念と県民概念、総（グロス）と純（ネット）、市場価格表示と要素費用表示という評価の基準の違いによるもので、三面等価の原則が成立していない訳ではありません（詳細は「2 県民経済計算の評価の基準」などをご覧ください）。

Q. どの統計表を見たらいいのかわからない…

A. まずは主要系列表を見てください。主要系列表は生産、分配、支出の3系列それぞれについて、基礎的な数値を提供するものです。主1-1表～主1-7表が生産系列、主2-1表～主2-3表が分配系列、主3-1表～主3-7表が支出系列に対応しています。

経済活動別県内総生産は生産系列、県民所得は分配系列、最終消費支出や固定資本形成などは支出系列で推計していますので、各系列に対応する表をご覧ください。

Q. 「名目」と「実質」って何？

A. 「名目」とはその年度に実際に取引された価格を評価基準にしたもので、「実質」とはある年の物価を基準として物価変動による影響を取り除いたものです。

例えば、A年度からB年度の間物価が2倍になったとすると、両年度とも生産活動が同規模であっても、「名目」では総生産は2倍、経済成長率100%になります。しかしこれは貨幣価値の変動によるもので、実質的な経済成長ではありません。そこで物価変動の影響を除いた「実質」で見れば、総生産は両年度同じ、経済成長率0%となります。

名目値は国や他県との経済規模の比較や構成比の分析を行う際に、実質値は異なる時点の比較をする（ex. 岐阜県の経済成長率を長期的に観察する）際に適切な指標です。

なお、生産系列、支出系列は連鎖方式で実質化していますが、県民所得など分配系列はすべて名目値であり、実質化は行っておりません。

Q. 同じ年度の値なのに、以前に公表された値（総生産、県民所得など）と、最近公表された値が異なっているが…

A. 県民経済計算は、毎年度公表する度に、過去の値も（現在は平成18年度まで）修正しています。

これは、県民経済計算に使用している一次統計の遡及修正や、5年に一度など周期調査（国勢調査など）の結果を反映させているためです。

また、県民経済計算の推計方法の変更や推計対象範囲の変更などにより修正されることもあります。

従って、県民経済計算結果は、過去の値（平成18年度以降）も常に最新のものをご利用ください。

Q. 第1次産業、第2次産業、第3次産業の総生産の合計と、県内総生産が合わないが…

A. 第1次、第2次、第3次産業の総生産は、「輸入品に課される税・関税」の加算及び「総資本形成に係る消費税」の控除がされる前の値（小計値の内訳）であるためです。

これらの項目は経済活動別に分割することが困難であり、最後一括して加算・控除して県内総生産を算出するため、第1次、第2次、第3次産業の総生産には、これらの加算・控除が反映されていません。

Q. 「1人当たり県民所得」は、県民個人の平均給与や平均収入のことなの？

A. 県民所得とは、「県民雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」を合算したものであり、これを人口で割って算出する「**1人当たり県民所得**」は、**県民個人の給与や収入の水準を示すものではありません。**ここでいう「県民」には個人だけではなく、県内の民間企業や官公庁なども含みます。

1人当たり県民所得とは、経済全体の水準を示す「県民所得」を、人口規模による影響を除くために人口で割って算出したものであり、地域間比較に適した1つの指標ではありますが、質問のとおり個人給与や個人所得の平均を意味するものとよく誤解されています。

県民所得の定義、意味を正しく理解した上で「1人当たり県民所得」を使用してください。

Q. 計算結果（確報）の公表が翌々年度となる理由は？

A. 県民経済計算の推計には工業統計をはじめ多くの統計資料が必要となりますが、これらの統計の公表時期は推計対象年度の翌年以降となっています。県民経済計算の推計は、こうした統計資料の公表を待って作業を行わざるを得ないため、翌々年度の公表といったスケジュールになります。（各都道府県とも同様です。）

Q. 平成17年度以前の計算結果を入手したい

A. 平成13～17年度の数値は平成26年度の、平成8～12年度の数値は平成21年度の、平成2～7年度の数値は平成15年度の、昭和50～平成元年度の数値は平成11年度の『岐阜県の県民経済計算結果』の統計表をご参照ください。ただし、それぞれSNA及び基準年が異なるため推計値は接続しませんのでご注意ください。また、内閣府が独自に推計した昭和30年度～49年度（68SNA、昭和55年基準）の都道府県値が、内閣府のホームページ(※)で公開されています。

※URL <https://www.esri.cao.go.jp/index.html>

Q. 他都道府県の都道府県民経済計算結果（確報）を入手したい

A. 各都道府県のホームページで公表されています。また、全都道府県が公表した時点で、内閣府が取りまとめてホームページ等で都道府県一覧を公表しています。

Q. 工業統計の出荷額が増えているのに、製造業の総生産が減少しているのは何故？

A. 県民経済計算は付加価値ベースで生産活動を把握しますので、例えば工業統計の製造品出荷額等(≒産出額)が増加しても、原材料高などの影響でそれ以上に原材料費等(≒中間投入額)が増加すれば、製造業の総生産(=産出額-中間投入額)は減少します。

県民経済計算では、付表4「経済活動別県内総生産及び要素所得」で、各年度の経済活動別の産出額、中間投入額、県内総生産が分かりますので、ご参照ください。

※工業統計と県民経済計算では対象期間(暦年と年度)や分類(日本標準産業分類とSNA分類)が異なること、また間接費(厚生費、保険料等)の取り扱いなどが違うため、総生産と(工業統計における)付加価値額、中間投入額と原材料使用額等の概念は完全には一致しませんので、この点は注意が必要です。

Q. 県内で新たに出荷額100億円の工場が立地・稼働したり、経済(波及)効果が100億円のイベントが実施されると、県内総生産は100億円増えるの？

A. 前問の回答のとおり、総生産とは付加価値のことですので、工場誘致で新たに出荷額100億円の工場が立地・稼働したとしても、総生産が100億円増えるのではなく、産出額が100億円増えることになり、ここから中間投入額を差し引いた分が県内総生産の増加となります(注)。

また、大型イベントなどの実施にあたり、経済(波及)効果は100億円などという報道や広報がよくありますが、一般的に経済(波及)効果額とは、それに関連したお金の流れがどのくらいの規模になるか(産出額)を予測したものであり、総生産とは異なります。従って、イベント開催により県内で純粋に生産誘発額が100億円増加したとしても、県内総生産が100億円増える訳ではありません。

注:説明の単純化のため、投資や在庫品、経済波及効果等は考慮していません。